

○航空自衛隊債権管理事務取扱規則

昭和49年10月14日 航空自衛隊達第34号

航空幕僚長 空将 角田義隆

改正 昭和51年 9月28日 航空自衛隊達第23号
昭和53年 2月27日 航空自衛隊達第 3号
昭和53年 3月13日 航空自衛隊達第 8号
昭和54年 3月24日 航空自衛隊達第10号
昭和55年10月 1日 航空自衛隊達第10号
昭和56年 2月 2日 航空自衛隊達第 9号
昭和57年 4月30日 航空自衛隊達第15号
昭和62年 1月26日 航空自衛隊達第 7号
昭和62年 3月23日 航空自衛隊達第17号
平成元年 2月28日 航空自衛隊達第 4号
平成元年 3月16日 航空自衛隊達第25号
平成元年 6月29日 航空自衛隊達第37号
平成元年 9月29日 航空自衛隊達第44号
平成 2年 3月27日 航空自衛隊達第15号
平成 2年 9月28日 航空自衛隊達第30号
平成 3年 4月12日 航空自衛隊達第14号
平成 3年 9月27日 航空自衛隊達第24号
平成 4年 4月10日 航空自衛隊達第17号
平成 5年 2月22日 航空自衛隊達第 7号
平成 6年 1月12日 航空自衛隊達第 1号
平成 6年 9月30日 航空自衛隊達第37号
平成 8年 3月29日 航空自衛隊達第 9号
平成 8年10月21日 航空自衛隊達第20号
平成 9年 8月13日 航空自衛隊達第20号
平成11年 3月24日 航空自衛隊達第 6号
平成12年 3月29日 航空自衛隊達第12号
平成12年 4月28日 航空自衛隊達第28号
平成12年12月11日 航空自衛隊達第53号
平成15年 3月26日 航空自衛隊達第 8号
平成16年 3月 5日 航空自衛隊達第 3号
平成18年 3月24日 航空自衛隊達第14号
平成19年 1月 5日 航空自衛隊達第 1号
平成19年 8月31日 航空自衛隊達第39号

平成20年 8月18日 航空自衛隊達第31号
平成22年 3月31日 航空自衛隊達第 5号
平成22年 7月29日 航空自衛隊達第27号
平成23年 3月31日 航空自衛隊達第15号
平成23年 8月 4日 航空自衛隊達第31号
平成23年12月 2日 航空自衛隊達第41号
平成24年 3月23日 航空自衛隊達第17号
平成24年 3月30日 航空自衛隊達第27号
平成24年 5月 9日 航空自衛隊達第36号
平成25年 1月31日 航空自衛隊達第 3号
平成25年 3月25日 航空自衛隊達第20号
平成25年 7月31日 航空自衛隊達第52号
平成25年 9月30日 航空自衛隊達第76号
平成26年 3月24日 航空自衛隊達第10号
平成28年 1月29日 航空自衛隊達第23号
平成29年 6月23日 航空自衛隊達第27号
平成29年 7月27日 航空自衛隊達第34号
平成31年 3月26日 航空自衛隊達第10号
令和元年 6月26日 航空自衛隊達第10号
令和元年 6月26日 航空自衛隊達第11号
令和 2年 6月29日 航空自衛隊達第41号
令和 3年 3月31日 航空自衛隊達第39号
令和 3年 7月 2日 航空自衛隊達第62号
令和 4年 3月17日 航空自衛隊達第14号
令和 5年 3月16日 航空自衛隊達第 7号

航空自衛隊債権管理事務取扱規則を次のように定める。

航空自衛隊債権管理事務取扱規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 債権の管理の機関（第3条―第6条）

第3章 債権の管理の準則（第7条―第15条）

第4章 雑則（第16条―第18条）

附則

第1章 総則

（通則）

第1条 航空自衛隊における債権の管理に関する事務の取扱いについては、他の法令等に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

(定義)

第2条 この達において、「債権」、「債権の管理に関する事務」、「支払事務担当職員」、「歳入徴収官」、「契約担当官」、「官署支出官」、「債権管理簿」、「主任歳入徴収官等」、「歳入徴収官等代理」、「分任歳入徴収官等」、「債権管理総括機関」、「特定分任歳入徴収官等」、「債権発生（帰属）通知書」又は「異動通知書」とは、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号。以下「法」という。）第2条若しくは第22条第1項に規定する債権、債権の管理に関する事務、支払事務担当職員又は会計法（昭和22年法律第35号）第4条の2第3項若しくは第29条の2第3項に規定する歳入徴収官、契約担当官若しくは予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第1条第2号に規定する官署支出官又は国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第9条第1項に規定する債権管理簿又は債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号。以下「省令」という。）第2条第2項、第4条第1項若しくは第39条の3第1項に規定する主任歳入徴収官等、歳入徴収官等代理、分任歳入徴収官等、債権管理総括機関、特定分任歳入徴収官等又は防衛省債権管理事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第107号。以下「訓令」という。）第24条に規定する債権発生（帰属）通知書若しくは異動通知書をいう。

2 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 債権発生通知義務者 法第12条の規定により債権が発生し、又は国に帰属したことを当該債権に係る歳入徴収官等に通知する者をいう。
- (2) 歳入金債権 歳入金に係る債権をいう。
- (3) 歳入外債権 歳出又は前渡資金に戻入する返納金に係る債権をいう。
- (4) 処理担任者 航空自衛隊争訟手続規則（平成15年航空自衛隊達第33号。以下「争訟規則」という。）第3条第1項に規定する処理担任者をいう。
- (5) 病院長等 航空自衛隊における診療等の実施に関する達（昭和48年航空自衛隊達第32号）第2条に規定する病院長等をいう。
- (6) 役務提供部隊等の長 日米物品役務相互提供の実施に関する訓令（平成25年防衛省訓令第2号）第2条第26号、日豪物品役務相互提供の実施に関する訓令（平成25年防衛省訓令第1号）第2条第26号、日英物品役務相互提供の実施に関する訓令（平成29年防衛省訓令第45号）第2条第26号、日仏物品役務相互提供の実施に関する訓令（令和元年防衛省訓令第10号）第2条第26号、日加物品役務相互提供の実施に関する訓令（令和元年防衛省訓令第11号）第2条第26号及び日印物品役務相互提供の実施に関する訓令（令和3年防衛省訓令第41号）第2条第26号に規定する役務提供部隊等の長をいう。

- (7) 分任物品管理官 航空自衛隊物品管理補給規則（昭和43年航空自衛隊達第35号）第22条第1項に規定する分任物品管理官をいう。
- (8) 請求実施機関の長 航空自衛隊損害賠償等請求手続規則（昭和40年航空自衛隊達第6号）第2条に規定する請求実施機関の長をいう。
- (9) 給付金支給機関の長 航空自衛隊若年定年退職者給付金支給規則（平成21年航空自衛隊達第18号）第5条第1項に規定する給付金支給機関の長をいう。
- (10) 自衛官任用一時金支給機関の長 航空自衛隊自衛官任用一時金支給規則（平成22年航空自衛隊達第26号）第2条に規定する一時金支給機関の長をいう。
- (11) 給食実施機関の長 給食の実施に関する達（昭和44年航空自衛隊達第24号）第3条に規定する給食実施機関の長をいう。
- (12) 基地業務担当部隊等の長 基地及び分屯基地の基地業務を担当する部隊等の長をいう。
- (13) 支出負担行為担当官等 会計法第13条に規定する支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官をいう。
- (14) 会計隊長等 分任歳入徴収官等である会計隊長、会計課（科）長、会計小隊長及び会計班長をいう。
- (15) 資金前渡官吏等 出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第24条第1項に規定する資金前渡官吏及び分任資金前渡官吏をいう。

第2章 債権の管理の機関

（債権管理事務の委任）

第3条 防衛大臣の委任に基づく主任歳入徴収官等、歳入徴収官等代理、分任歳入徴収官等、分任歳入徴収官等代理、特定分任歳入徴収官等及び特定分任歳入徴収官等代理（以下「歳入徴収官等」という。）の指定官職並びにその所掌事務の範囲は、別表第1のとおりとする。

（代理の行使）

第4条 歳入徴収官等代理、分任歳入徴収官等代理及び特定分任歳入徴収官等代理は、主任歳入徴収官等、分任歳入徴収官等及び特定分任歳入徴収官等に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、その事務を代理するものとする。

- (1) 官職指定の場合において、その官職にある者が欠けた場合
- (2) 出張、休暇又は欠勤のためその職務を行うことができないと認められる場合
- (3) 休職又は停職を命ぜられた場合

2 代理官が前項の規定に基づき事務の代理を行つたときは、代理の開始及び終止の年月日を第10条に規定する債権発生額確認書又はその他の関係書類に記載し、取り扱った事務の範囲を明らかにしておくものとする。

（特定分任歳入徴収官等相互の債権の引継ぎ）

第5条 特定分任歳入徴収官等（代理官がその事務を代理しているときは、代理官。

以下同じ。)は、隊員の転属又は入校等(特定分任歳入徴収官を異にする入校、臨時勤務等をいう。以下同じ。)に伴い、その所掌する債権を俸給等から控除できない場合は、当該債権を転属又は入校等をした部隊等の特定分任歳入徴収官等に引き継ぐものとする。

2 特定分任歳入徴収官等は、前項の規定に基づき債権を引き継ぐときは、債権管理事務引継書(債権管理簿)を3部作成し、1部を控とし、他の2部を異動先の部隊等の特定分任歳入徴収官等に送付するものとする。

3 前2項の規定に基づき債権管理事務引継書の送付を受けた特定分任歳入徴収官等は、1部を債権管理簿とし、他の1部については引継ぎを受けた旨の記載をし、引継ぎをした特定分任歳入徴収官等に、速やかに返送しなければならない。

(歳入徴収官への債権の引継ぎ)

第6条 特定分任歳入徴収官等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その所掌する歳入徴収官に当該債権を引き継ぐものとする。

(1) 債務者から債権金額を現金で徴収するとき。

(2) 債務者たる隊員が防衛省以外に異動したとき。

(3) 国の債務と債権金額を相殺するとき。

(4) 3月末日までに債権が消滅する見込みがないとき。

2 官署支出官又は分任歳入徴収官等(代理官がその事務を代理しているときは代理官。以下同じ。)は、その所掌する歳入外債権が未消滅のまま出納整理期限を経過したときは、速やかに所掌の歳入徴収官に当該債権を引き継ぐものとする。

3 前2項の規定に基づく債権の引継ぎは、前条第2項及び第3項に準じて処理するものとする。

第3章 債権の管理の準則

(債権発生通知義務者及び債権発生通知書作成区分)

第7条 債権の種類別による債権発生通知義務者及び債権発生通知書作成区分は、別表第2に定めるところによる。

(俸給等から控除できない場合等の債権の発生通知)

第8条 債権発生通知義務者は、特定分任歳入徴収官等の所掌する債権のうち、債権金額を債務者たる隊員の俸給等の支給額から控除することができないと認めるとき、又は既に転属又は入校等をした後であるときは、債権発生通知書を当該債権の発生した部隊等の特定分任歳入徴収官等を経由して、歳入徴収官又は転属又は入校等をした部隊等の特定分任歳入徴収官等に送付するものとする。

(債権金額の変更又は取消しの通知)

第9条 債権発生通知義務者は、公務員宿舍使用料債権を除き、債権の発生の通知をした後、債権発生通知書の債権金額等に変更又は取消しを要する事由が生じたときは、当該事項を朱書し、変更後の債権金額又は取消事項を記載した債権発生通知書

を作成し、当該歳入徴収官等に速やかに送付するものとする。

2 債権発生通知義務者は、公務員宿舍使用料債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく別紙様式第1に定める国設宿舍異動通知書を作成し、当該部隊等の特定分任歳入徴収官等に送付するものとする。

- (1) 使用者が退居したとき。
- (2) 使用料に増減が生じたとき。
- (3) 使用者が防衛省以外に転属又は入校等をしたとき。
- (4) 使用者が退職又は死亡したとき。
- (5) 使用者が国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号。以下「宿舍法」という。）第18条第1項及び第2項に規定する明渡し期日を過ぎて、なお退去しないとき。
（債権発生額確認書）

第10条 特定分任歳入徴収官等は、毎月当初に前月に発生した債権又は引継ぎを受けた債権の金額についての消滅又は未済額等について確認をするため、債権の種類ごとに、別紙様式第2に定める債権発生額確認書を作成するものとする。

（債権管理に関する争訟）

第11条 法第15条、第18条及び第28条その他同法の規定に関する強制履行等については、次条から第15条までに規定するほか、争訟規則に定めるところによる。

（強制履行等の提起等）

第12条 歳入徴収官（航空幕僚監部の歳入徴収官を除く。）は、法第15条、第18条及び第28条その他同法の規定に基づき法務大臣に対し強制履行等を求める場合（次項において「強制履行等を求める場合」という。）、あらかじめ処理担任者に次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 事件名
- (2) 当事者の住所、氏名、職業等
- (3) 争訟の内容
- (4) 争訟の発生原因
- (5) その他必要な事項

2 航空幕僚監部の歳入徴収官は、強制履行等を求める場合には、争訟規則第17条第4項の定めるところにより、航空幕僚長に申請し、承認を受けるものとする。

3 航空幕僚監部以外の歳入徴収官にあつては、処理担任者から争訟規則第17条第2項の規定による航空幕僚長の承認に係る通知を受けた後、航空幕僚監部の歳入徴収官にあつては、同条第4項の定めるところにより、航空幕僚長の承認を受けた後、争訟規則別紙様式第1に準じた様式により、前項の強制履行等を法務大臣に求めるものとする。

4 歳入徴収官は、法務大臣から裁判所に提訴した旨通知を受けた場合、当該通知の写しを添付の上、処理担任者に通知するものとする。

(指定代理人の指名等)

第13条 歳入徴収官は、民事訴訟にあつては、争訟規則第18条第1項の規定による通知に基づき、指定代理人（争訟規則第2条第6号に規定する指定代理人をいう。以下同じ。）を指名し、法務大臣の指定を受けるものとする。この場合、法務大臣から指定代理人の指定書又は訴訟代理権消滅通知書を受領したとき、当該指定書又は訴訟代理権消滅通知書の写しを添付の上、速やかに処理担任者に通知するものとする。

2 歳入徴収官は、行政訴訟にあつては、争訟規則第18条第1項の規定による通知に基づき、指定代理人を指定するとともに、法務大臣及び処理担任者に通知するものとする。

3 指定代理人の指定の取消し又は変更を行う場合は、前2項の規定に準じて行うものとする。

(争訟上の意見の通知)

第14条 歳入徴収官は、法務大臣から上訴に関する意見その他争訟上の意見を求められた場合、その都度速やかに処理担任者に通知するものとする。

2 歳入徴収官は、争訟規則第19条の規定による通知に基づき、速やかに法務大臣に通知するものとする。

(判決書の通知)

第15条 歳入徴収官は、法務大臣から判決の言渡しについて通知があった場合、当該判決書の写しを添付の上、処理担任者に通知するものとする。

第4章 雑則

(債権現在額通知書等の送付)

第16条 分任歳入徴収官等は、省令第40条の規定により債権現在額通知書を主任歳入徴収官等に送付する場合で、債権現在額が零のときは、別紙様式第3に定める債権現在額通知書を送付するものとする。

2 主任歳入徴収官等（航空幕僚監部主任歳入徴収官等を除く。次条において同じ。）は、債権現在額通知書を送付する場合には、訓令第64条の規定によるものとする。

3 主任歳入徴収官等は、債権みなし消滅整理報告書を送付する場合には、訓令第66条第2項の規定に基づき、訓令第64条の規定を準用するものとする。

(申請書及び報告書の提出)

第17条 主任歳入徴収官等が、防衛大臣又は債権管理総括機関に対し、省令第40条第2項並びに訓令第13条、第17条、第19条、第34条、第37条第1項、第38条第2項、第42条第1項、第44条第2項、第45条第1項及び第46条第1項の規定に基づき申請書又は報告書を提出する場合並びに支払事務担当職員が、訓令第39条第1項の規定により防衛大臣に相殺等をしない場合の申請をする場合には、航空幕僚監部主任歳入徴収官等を経由するものとする。

(現金及び物品亡失(損傷)等処理状況報告書)

第18条 歳入徴収官は、会計法第42条及び物品管理法(昭和31年法律第113号)第32条の規定に基づく現金亡失及び物品亡失(損傷)等の通知をしたもののうち、有償と裁定されたものについては、別紙様式第4に定める現金及び物品亡失(損傷)等処理状況報告書を作成し、翌年度の4月7日までに航空幕僚監部総務部長に報告するものとする。

附 則

この達は、昭和49年12月1日から施行する。

附 則(昭和51年9月28日航空自衛隊達第23号)

この達は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則(昭和53年2月27日航空自衛隊達第3号)

この達は、昭和53年2月27日から施行する。

附 則(昭和53年3月13日航空自衛隊達第8号)

この達は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則(昭和54年3月24日航空自衛隊達第10号)

この達は、昭和54年3月31日から施行する。

附 則(昭和55年10月1日航空自衛隊達第17号)

この達は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則(昭和56年2月2日航空自衛隊達第9号)

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則(昭和57年4月30日航空自衛隊達第15号抄)

1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則(昭和62年1月26日航空自衛隊達第7号)

この達は、昭和62年1月29日から施行する。

附 則(昭和62年3月23日航空自衛隊達第17号)

この達は、昭和62年3月31日から施行する。

附 則(平成元年2月28日航空自衛隊達第4号)

1 この達は、平成元年2月28日から施行する。

2 この達施行の際、第6条、第11条、第13条、第17条、第21条、第22条、第23条、第25条、第26条、第28条、第36条及び第37条の規定に基づく年度の報告等に使用する様式については、昭和63年度のものに限り従前の例による。

附 則(平成元年3月16日航空自衛隊達第25号)

この達は、平成元年3月16日から施行する。

附 則(平成元年6月29日航空自衛隊達第37号)

この達は、平成元年7月1日から施行する。

附 則(平成元年9月29日航空自衛隊達第44号)

この達は、平成元年10月2日から施行する。

附 則（平成2年3月27日航空自衛隊達第15号）

この達は、平成2年4月1日から施行し、改正後の別表第1の1の規定は、平成2年3月31日から適用する。ただし、平成元年度に係る予算については、なお従前の例による。

附 則（平成2年9月28日航空自衛隊達第30号）

この達は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年4月12日航空自衛隊達第14号）

この達は、平成3年4月12日から施行する。

附 則（平成3年9月27日航空自衛隊達第24号）

この達は、平成3年9月27日から施行する。

附 則（平成4年4月10日航空自衛隊達第17号）

この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成5年2月22日航空自衛隊達第7号）

この達は、平成5年2月22日から施行する。

附 則（平成6年1月12日航空自衛隊達第1号）

1 この達は、平成6年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙は、残存部数に限り使用することができる。

附 則（平成6年9月30日航空自衛隊達第37号）

この達は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日航空自衛隊達第9号）

この達は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年10月21日航空自衛隊達第20号）

この達は、平成8年10月22日から施行する。

附 則（平成9年8月13日航空自衛隊達第20号）

この達は、平成9年8月13日から施行する。

附 則（平成11年3月24日航空自衛隊達第6号）

この達は、平成11年3月25日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 〔前略〕第12条〔中略〕の改定規定 平成11年3月29日

附 則（平成12年3月29日航空自衛隊達第12号）

この達は、平成12年3月31日から施行する。

附 則（平成12年4月28日航空自衛隊達第28号）

この達は、平成12年5月8日から施行する。

附 則（平成12年12月11日航空自衛隊達第53号）

この達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月26日航空自衛隊達第8号抄）

- 1 この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成16年3月5日航空自衛隊達第3号抄）

- 1 この達は、平成16年3月5日から施行する。

附 則（平成18年3月24日航空自衛隊達第14号抄）

- 1 この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）

- 1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月31日航空自衛隊達第39号）

- 1 この達は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙は、残存部数に限り所要の修正の上使用することができる。

附 則（平成20年8月18日航空自衛隊達第31号）

この達は、平成20年8月18日から施行する。

附 則（平成22年3月31日航空自衛隊達第5号）

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月29日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成22年7月29日から施行する。

附 則（平成23年3月31日航空自衛隊達第15号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月4日航空自衛隊達第31号）

この達は、平成23年8月4日から施行する。

附 則（平成23年12月2日航空自衛隊達第41号）

この達は、平成23年12月2日から施行し、改正後の別表第2の規定は平成22年7月29日から、別表第1の1の表の規定は平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月23日航空自衛隊達第17号）

この達は、平成24年3月26日から施行する。

附 則（平成24年3月30日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月9日航空自衛隊達第36号）

- 1 この達は、平成24年5月9日から施行する。

附 則（平成25年1月31日航空自衛隊達第3号）

この達は、平成25年1月31日から施行する。

附 則（平成25年3月25日航空自衛隊達第20号）

1 この達は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成25年7月31日航空自衛隊達第52号）

この達は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日航空自衛隊達第76号）

この達は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日航空自衛隊達第10号）

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成28年1月29日航空自衛隊達第23号）

この達は、平成28年1月31日から施行する。

附 則（平成29年6月23日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成29年7月27日航空自衛隊達第34号）

この達は、日英物品役務相互提供の実施に関する訓令（平成29年防衛省訓令第45号）の施行の日から施行する。

附 則（平成31年3月26日航空自衛隊達第10号）

この達は、平成31年3月26日から施行する。

附 則（令和元年6月26日航空自衛隊達第10号）

1 この達は、日仏物品役務相互提供の実施に関する訓令（令和元年防衛省訓令第10号）の施行の日から施行する。ただし、別紙様式第1（注2を除く。）、別紙様式第3（注を除く。）及び別紙様式第4（注2を除く。）の改正規定は、令和元年6月26日から施行し、別紙様式第1注2、別紙様式第2注2、別紙様式第3注及び別紙様式第4注2の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

2 この達の施行の際、この達による改正前の航空自衛隊債権管理事務取扱規則に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年6月26日航空自衛隊達第11号）

この達は、日加物品役務相互提供の実施に関する訓令（令和元年防衛省訓令第11号）の施行の日から施行する。

附 則（令和2年6月29日航空自衛隊達第41号）

この達は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日航空自衛隊達第39号）

1 この達は、令和3年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年7月2日航空自衛隊達第62号）

この達は、日印物品役務相互提供の実施に関する訓令（令和3年防衛省訓令第41号）の施行の日から施行する。

附 則（令和4年3月17日航空自衛隊達第14号）
この達は、令和4年3月17日から施行する。

附 則（令和4年3月17日航空自衛隊達第7号）
この達は、令和5年3月16日から施行する。

別表第1（第3条関係）

歳入徴収官等の指定官職及び事務の範囲

1 歳入金に係る債権の管理に関する事務

主任歳入徴収官等	主任歳入徴収官等代理	主任歳入徴収官等の事務の範囲	特定分任歳入徴収官等	特定分任歳入徴収官等代理	特定分任歳入徴収官等の事務の範囲
歳入徴収官 航空幕僚監部総務部長	歳入徴収官等代理 航空幕僚監部総務部会計課長	航空幕僚監部、航空中央業務隊及び幹部学校の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入金の徴収に係る債権の管理に関する事務	航空中央業務隊会計科 長	航空中央業務隊会計科会計 班長	当該部隊等の所掌事務のうち防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第15条第2項又は第17条の2第2項及び第4項の規定により控除する食事代若しくは弁償金額又は払込金額に係る債権又は宿舍法第15条第3項の規定により控除する使用料に相当する金額に係る債権（当該被控除者が他の部隊等に異動した場合にはその異動先の部隊等の特定分任歳入徴収官等に当該債権の管理を引き継ぐものとし、他の部隊等から当該部隊等に異動した者に係る前記債権で他の部隊等所属の特定分任歳入徴収官等から引継ぎを受けたものを含む。）の管理に関する事務（秋田救難隊基地業務小隊会計班長にあっては加茂分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、新潟救難隊基地業務小隊会計班長にあっては佐渡分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、第2航空団基地業務群会計隊長にあっては長沼、稚内、網走、根室、当別、奥尻島、襟裳及び八雲分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、第3航空団基地業務群会計隊長にあっては大湊、車力、東北町及び山田分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、第6航空団基地業務群会計隊長にあっては輪島分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、中部航空警戒管制団基地業務群会計隊長にあっては大滝
			幹部学校業務部会計課 長	幹部学校業務部会計課会計 班長	
歳入徴収官 航空自衛隊航空総隊司令部総務部会計課長	歳入徴収官等代理 航空自衛隊航空総隊司令部総務部長	航空総隊司令部並びに横田基地、加茂、秋田、佐渡及び新潟分屯基地に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入金の徴収に係る債権の管理に関する事務	秋田救難隊会計班長	秋田救難隊基地業務小隊長	当該部隊等の所掌事務のうち防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第15条第2項又は第17条の2第2項及び第4項の規定により控除する食事代若しくは弁償金額又は払込金額に係る債権又は宿舍法第15条第3項の規定により控除する使用料に相当する金額に係る債権（当該被控除者が他の部隊等に異動した場合にはその異動先の部隊等の特定分任歳入徴収官等に当該債権の管理を引き継ぐものとし、他の部隊等から当該部隊等に異動した者に係る前記債権で他の部隊等所属の特定分任歳入徴収官等から引継ぎを受けたものを含む。）の管理に関する事務（秋田救難隊基地業務小隊会計班長にあっては加茂分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、新潟救難隊基地業務小隊会計班長にあっては佐渡分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、第2航空団基地業務群会計隊長にあっては長沼、稚内、網走、根室、当別、奥尻島、襟裳及び八雲分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、第3航空団基地業務群会計隊長にあっては大湊、車力、東北町及び山田分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、第6航空団基地業務群会計隊長にあっては輪島分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、中部航空警戒管制団基地業務群会計隊長にあっては大滝
			新潟救難隊会計班長	新潟救難隊基地業務小隊長	
			作戦システム運用隊基地業務隊会計小隊長	作戦システム運用隊基地業務隊長	
歳入徴収官 航空自衛隊北部航空方面隊司令部総務部会計課長	歳入徴収官等代理 航空自衛隊北部航空方面隊司令部総務部長	北部航空方面隊司令部、北部航空方面隊に隷属する部隊等の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地（加茂分屯基地を除く。）及び東北町分屯基地に所在する航空自衛隊の	第2航空団基地業務群会計隊長	第2航空団基地業務群会計隊長	当該部隊等の所掌事務のうち防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第15条第2項又は第17条の2第2項及び第4項の規定により控除する食事代若しくは弁償金額又は払込金額に係る債権又は宿舍法第15条第3項の規定により控除する使用料に相当する金額に係る債権（当該被控除者が他の部隊等に異動した場合にはその異動先の部隊等の特定分任歳入徴収官等に当該債権の管理を引き継ぐものとし、他の部隊等から当該部隊等に異動した者に係る前記債権で他の部隊等所属の特定分任歳入徴収官等から引継ぎを受けたものを含む。）の管理に関する事務（秋田救難隊基地業務小隊会計班長にあっては加茂分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、新潟救難隊基地業務小隊会計班長にあっては佐渡分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、第2航空団基地業務群会計隊長にあっては長沼、稚内、網走、根室、当別、奥尻島、襟裳及び八雲分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、第3航空団基地業務群会計隊長にあっては大湊、車力、東北町及び山田分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、第6航空団基地業務群会計隊長にあっては輪島分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、中部航空警戒管制団基地業務群会計隊長にあっては大滝
			第3航空団基地業務群会計隊長	第3航空団基地業務群会計隊長	

		部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入金の徴収に係る債権の管理に関する事務			根山、霞ヶ浦、習志野、峯岡山、硫黄島及び武山分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、第5航空団基地業務群会計隊長にあっては高畑山及び下甕島分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、西部航空警戒管制団基地業務群会計隊長にあっては土佐清水、高良台、背振山、海栗島及び福江島分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、第9航空団基地業務群会計隊長にあっては奄美大島、沖永良部島、恩納、久米島、知念、与座岳及び宮古島分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、第1輸送航空隊基地業務群会計隊長にあっては笠取山及び白山分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、第3輸送航空隊基地業務群会計隊長にあっては高尾山分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、第1航空団基地業務群会計隊長にあっては御前崎分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、航空教育隊基地業務群会計隊長にあっては見島分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、幹部候補生学校業務部会計課長にあっては経ヶ岬及び串本分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を、第2補給処業務部会計課長にあっては高蔵寺及び饗庭野分屯基地に所在する部隊等に係る上記の事務を含む。）
歳入徴収官 航空自衛隊中部航空方面隊司令部総務部会計課長	歳入徴収官等代理 航空自衛隊中部航空方面隊司令部総務部長	中部航空方面隊司令部及び中部航空方面隊に隷属する部隊等の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地（佐渡、御前崎、笠取山、経ヶ岬、串本、白山及び饗庭野分屯基地を除く。）に所在する航空自衛隊の部隊等（第3補給処及び第4補給処を除く。）並びに自衛隊入間病院の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入金の徴収に係る債権の管理に関する事務	第6航空団基地業務群会計隊長	第6航空団基地業務群会計隊長	
			第7航空団基地業務群会計隊長	第7航空団基地業務群会計隊長	
			中部航空警戒管制団基地業務群会計隊長	中部航空警戒管制団基地業務群会計隊長	
歳入徴収官 航空自衛隊西部航空方面隊司令部総務部会計課長	歳入徴収官等代理 航空自衛隊西部航空方面隊司令部総務部長	西部航空方面隊司令部及び西部航空方面隊に隷属する部隊等の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地（高尾山及び見島分屯基地を除く。）に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般	第5航空団基地業務群会計隊長	第5航空団基地業務群会計隊長	
			第8航空団基地業務群会計隊長	第8航空団基地業務群会計隊長	
			西部航空警戒管制団基	西部航空警戒管制団基地業	

		会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計(防衛省所管に限る。)の歳入金の徴収に係る債権の管理に関する事務	地業務群会計隊長	務群会計隊会計班長
歳入徴収官 航空自衛隊南西航空方面隊司令部総務部会計課長	歳入徴収官等代理 航空自衛隊南西航空方面隊司令部総務部長	南西航空方面隊司令部、南西航空方面隊に隷属する部隊等の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計(防衛省所管に限る。)の歳入金の徴収に係る債権の管理に関する事務	第9航空団基地業務群会計隊長	第9航空団基地業務群会計隊会計班長
歳入徴収官 航空自衛隊航空支援集団司令部総務部会計課長	歳入徴収官等代理 航空自衛隊航空支援集団司令部総務部長	航空支援集団司令部並びに航空支援集団に隷属する部隊等の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地並びに笠取山、白山及び高尾山分屯基地に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業	第1輸送航空隊基地業務群会計隊長	第1輸送航空隊基地業務群会計隊会計班長
			第3輸送航空隊基地業務群会計隊長	第3輸送航空隊基地業務群会計隊会計班長
			航空気象群基地業務隊会計小隊長	航空気象群基地業務隊長

		省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計(防衛省所管に限る。)の歳入金の徴収に係る債権の管理に関する事務		
歳入徴収官 航空自衛隊航空教育集団司令部総務部会計課長	歳入徴収官等代理 航空自衛隊航空教育集団司令部総務部長	航空教育集団司令部並びに航空教育集団に隷属する部隊等の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地、御前崎、経ヶ岬、串本及び見島分屯基地に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計(防衛省所管に限る。)の歳入金の徴収に係る債権の管理に関する事務	航空教育集団司令官指揮監督下の会計隊(課)長	航空教育集団司令官指揮監督下の会計隊(課)会計班長
歳入徴収官 航空自衛隊補給本部計画部会計課長	歳入徴収官等代理 航空自衛隊補給本部計画部長	補給本部、第3補給処、第4補給処、補給処又は補給処の支処の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地(東北町分屯基地を除く。)及び饗庭野分屯基地に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計(防衛省所管に限る。)歳入金の徴収に係る債	第2補給処業務部会計課長	第2補給処業務部会計課会計班長
			第2補給処十条支処、第4補給処木更津支処の業務課会計班長	第2補給処十条支処、第4補給処木更津支処の業務課長

	権の管理に関する事務			
--	------------	--	--	--

2 歳出に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務

主任歳入徴収官等	歳入徴収官等代理	事務の範囲
官署支出官 防衛省航空幕僚監部総務部長	官署支出官代理 防衛省航空幕僚監部総務部会計課長	航空自衛隊所掌事務に係る歳出に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務

3 前渡資金に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務

主任歳入徴収官等	歳入徴収官等代理	事務の範囲	分任歳入徴収官等	分任歳入徴収官等代理	事務の範囲
航空幕僚監部総務部長	航空幕僚監部総務部会計課長	航空幕僚監部及び航空自衛隊所掌に係る歳入金に属する返納金以外の返納金で、前渡資金返納金に係る債権で他の歳入徴収官等の所掌に属しない債権の管理に関する事務	資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏（航空総隊司令部、航空方面隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部及び補給本部の資金前渡官吏並びにそれに所属する分任資金前渡官吏を除く。）に指定されている者	資金前渡官吏代理又は分任資金前渡官吏代理（航空総隊司令部、航空方面隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部及び補給本部の資金前渡官吏並びにその資金前渡官吏に所属する分任資金前渡官吏代理を除く。）に指定されている者	当該部隊等に係る歳入金に属する返納金以外の返納金で、前渡資金返納金に係る債権の管理に関する事務
航空自衛隊航空総隊司令部総務部会計課長	航空自衛隊航空総隊司令部総務部長	航空総隊（航空方面隊を除く。）の所掌事務に係る歳入金に属する返納金以外の返納金で、前渡資金返納金に係る債権の管理に関する事務	航空総隊司令部の資金前渡官吏に所属する分任資金前渡官吏に指定されている者	航空総隊司令部の資金前渡官吏に所属する分任資金前渡官吏代理に指定されている者	同上
航空自衛隊北部航空方面隊司令部総務部会計課長	航空自衛隊北部航空方面隊司令部総務部長	北部航空方面隊の所掌事務に係る歳入金に属する返納金以外の返納金で、前渡資金返納金に係る債権の管理に関する事務	北部航空方面隊司令部の資金前渡官吏に所属する分任資金前渡官吏に指定されている者	北部航空方面隊司令部の資金前渡官吏に所属する分任資金前渡官吏代理に指定されている者	同上
航空自衛隊中部航空方面隊司令部総務部	航空自衛隊中部航空方面隊司令部総務部	中部航空方面隊の所掌事務に係る歳入金に属する返納金以外の	中部航空方面隊司令部の資金前渡官吏に所属	中部航空方面隊司令部の資金前渡官吏に所属する分任	

会計課長	長	返納金で、前渡資金返納金に係る債権の管理に関する事務	する分任資金前渡官吏に指定されている者	資金前渡官吏代理に指定されている者	同	上
航空自衛隊西部航空方面隊司令部総務部会計課長	航空自衛隊西部航空方面隊司令部総務部長	西部航空方面隊の所掌事務に係る歳入金に属する返納金以外の返納金で、前渡資金返納金に係る債権の管理に関する事務	西部航空方面隊司令部の資金前渡官吏に所属する分任資金前渡官吏に指定されている者	西部航空方面隊司令部の資金前渡官吏に所属する分任資金前渡官吏代理に指定されている者	同	上
航空自衛隊南西航空方面隊司令部総務部会計課長	航空自衛隊南西航空方面隊司令部総務部長	南西航空方面隊の所掌事務に係る歳入金に属する返納金以外の返納金で、前渡資金返納金に係る債権の管理に関する事務	南西航空方面隊司令部の資金前渡官吏に所属する分任資金前渡官吏に指定されている者	南西航空方面隊司令部の資金前渡官吏に所属する分任資金前渡官吏代理に指定されている者	同	上
航空自衛隊航空支援集団司令部総務部会計課長	航空自衛隊航空支援集団司令部総務部長	航空支援集団の所掌事務に係る歳入金に属する返納金以外の返納金で、前渡資金返納金に係る債権の管理に関する事務	航空支援集団司令部の資金前渡官吏に所属する分任資金前渡官吏に指定されている者	航空支援集団司令部の資金前渡官吏に所属する分任資金前渡官吏代理に指定されている者	同	上
航空自衛隊航空教育集団司令部総務部会計課長	航空自衛隊航空教育集団司令部総務部長	航空教育集団の所掌事務に係る歳入金に属する返納金以外の返納金で、前渡資金返納金に係る債権の管理に関する事務	航空教育集団司令部の資金前渡官吏に所属する分任資金前渡官吏に指定されている者	航空教育集団司令部の資金前渡官吏に所属する分任資金前渡官吏代理に指定されている者	同	上
航空自衛隊補給本部計画部会計課長	航空自衛隊補給本部計画部長	補給本部の所掌事務に係る歳入金に属する返納金以外の返納金で、前渡資金返納金に係る債権の管理に関する事務	補給本部の資金前渡官吏に所属する分任資金前渡官吏に指定されている者	補給本部の資金前渡官吏に所属する分任資金前渡官吏代理に指定されている者	同	上

別表第2（第7条関係）

債権発生通知義務者及び債権発生通知書作成区分

債権の種類		債権発生通知義務者	内 容	通知の時期	通知先 (歳入徴収官等)
区分	科 目				
歳 入 金 債 権	病院等療養費債権	病院長等	防衛省の病院及び医務室における診療の収入	共済組合…翌月の始め 組合員等…診療の都度(収入官吏が設置されていない場合は翌月の始め)	歳入徴収官
		役務提供部隊等の長	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第100条の6、第100条の8、第100条の10、第100条の12、第100条の14及び第100条の16の規定に基づく防衛省の病院及び医務室における診療の収入	発生の都度	歳入徴収官 (航空幕僚監部)
	自衛隊学資貸与金債権	(防衛大臣)	自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条10の規定により貸費学生から返還される返還金	発生の都度	歳入徴収官 (航空幕僚監部)
		航空幕僚長	自衛隊法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第206号)第120条の16の規定により防衛医科大学校の卒業生から償還される償還金		
	物件使用料債権	航空幕僚長	政府専用機使用料	発生の都度	歳入徴収官 (航空幕僚監部)
			基地司令又は分屯基地司令	国有建物及び物件の貸付料並びに幹部隊舎使用料	引き続きの場合…翌月の始め 月の途中の退居等…その都度
国有飛行場及び航空保安施設の使用料				取りまとめ納付…翌月の始め	

		(一般会計分)	その他…その都度	
		国有飛行場の使用料 (特別会計分)	翌月末	歳入徴収官 (国土交通省航空局)
公務員宿舎使用料債権	基地司令又は分屯基地司令	宿舎法第15条の規定に基づき徴収する公務員宿舎の貸付料	引き続きの場合…4月1日 中途入居の場合…その都度	会計隊長等
財産利用料債権	航空幕僚長	国が所有する版權の使用料	発生の都度	歳入徴収官 (航空幕僚監部)
物件入場料債権	基地司令又は分屯基地司令	自衛隊の特定行事及び自衛隊の特定施設に係る入場料の徴収に関する防衛省令(令和2年防衛省令第7号)第3条の規定により徴収する入場料	入場料が確定した都度	歳入徴収官
寄宿料債権	基地司令又は分屯基地司令	自衛隊法施行令第126条の7の規定に基づき徴収する教育訓練者の営舎内に居住した場合の宿舎費	引き続きの場合…翌月の始め 月の途中の退去等…その都度	歳入徴収官
授業料債権	航空幕僚長	自衛隊法施行令第126条の5の規定に基づき徴収する隊員以外の者に対する委託訓練の授業料	訓練開始前	歳入徴収官 (航空幕僚監部)
弁償金債権	航空幕僚長	会計法第41条による出納官吏の保管に係る現金亡失の弁償金	弁償の裁定をしたとき	歳入徴収官
		予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)第3条第2項及び第3項に規定する予算執行職員が故意又は重大な過失により国に損害を与えた場合の弁償金		
		物品管理法第31条第1項に規定する物品管理職員が故意又は重大な過失により国に損害		

		を与えた場合の弁償金		
	分任物品管理官の職にある部隊等の長	物品管理法第31条第2項に規定する物品を使用する職員が故意又は重大な過失によりその使用に係る物品を亡失し、又は損傷した場合の弁償金		
		防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第17条の2第1項の規定に基づく被服の弁償金		資金前渡官吏等
	請求実施機関の長	航空自衛隊損害賠償等請求手続規則第3条第1項第3号に規定する場合の債権	債権を確認したとき	歳入徴収官
損害賠償金債権	基地司令又は分屯基地司令	宿舍法第16条第3項及び第18条第4項に規定する被貸与者の責による宿舍の損傷等の損害賠償金	発生の都度	歳入徴収官
		宿舍法第18条第3項に規定する宿舍明渡猶予期間経過後の損害賠償金	明渡期日経過後速やかに	
	請求実施機関の長	航空自衛隊損害賠償等請求手続規則第3条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する場合の債権	債権を確認したとき	
	支出負担行為担当官等 契約担当官	契約不履行（契約に基づく履行遅滞を含む。）による損害賠償金及び違約金等	発生の都度	
返納金債権	官署支出官等 資金前渡官吏等 支出負担行為担当官等 契約担当官	過誤払その他による歳出金の返納金（定額戻入するものを除く。）	発生の都度	歳入徴収官
	給付金支給機関の長	防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の4第3項等による給付金の返納	発生の都度	歳入徴収官

	自衛官任用一時金支給機関の長	防衛省の職員の給与等に関する法律第26条の2第3項による一時金の償還	発生の都度	歳入徴収官
不用物品売払代債権	契約担当官	契約に基づく不用物品の売払代	発生の都度	歳入徴収官
	分任物品管理官の職にある部隊等の長	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第17条の2第3項に規定する支給被服代価の払込金		会計隊長等
	契約担当官	残飯の売払代		歳入徴収官
延滞金債権		国の債権（金銭の給付を目的とする国の権利のみ）の履行遅滞による延滞金		
防衛省職員等給食費債権	俸給支給機関の長又は分屯基地業務担当部隊等の長	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第15条の規定に基づく隊員の有料食事代	翌月の始め 退職者…その都度	会計隊長等
	給食実施機関の長	自衛隊法第116条の2の規定に基づく隊員以外の者に支給する食事代	申込みを受理したとき。	歳入徴収官
		自衛隊法施行令第126条の6の規定に基づき教育訓練を受ける者に支給する食事代	翌月の始め又はその都度	
	役務提供部隊等の長	自衛隊法第100条の6、第100条の8、第100条の10、第100条の12、第100条の14又は第100条の16の規定に基づき提供した食事に係る費用をアメリカ合衆国軍隊（以下「米軍」という。）、オーストラリア国防軍（以下「豪軍」という。）、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊（以	発生の都度	

		下「英軍」という。)、フランス共和国の軍隊(以下「仏軍」という。)、カナダ軍隊(以下「加軍」という。))又はインド共和国の軍隊(以下「印軍」という。))から徴収する料金		
費用弁償金債権	基地司令又は分屯基地司令	体験入隊等のため宿泊する見学者等の電気、水道料等	翌月の始め又はその都度	歳入徴収官
		自衛隊法第100条の2の規定に基づき教育訓練を受ける者に対する宿舍の使用料等	引き続きの場合 …翌月の始め 月の途中の退居等 ……その都度	
		基地及び分屯基地内の居住用施設において居住する隊員が所有する私物(生活上必要とされないものに限る。)の電気器具の使用電力に係る電気料	その都度	
	契約担当官	契約に基づく電気、水道料等の負担金等	翌月の始め又はその都度	歳入徴収官
分任物品管理官である部隊等の長	自衛隊法第100条の6、第100条の8、第100条の10、第100条の12、第100条の14又は第100条の16の規定に基づき提供した物品に係る費用を米軍、豪軍、英軍、仏軍、加軍又は印軍から徴収する料金	発生の日	歳入徴収官	
				自衛隊法第100条の6、第100条の8、第100条の10、第100条の12、第100条の14又は第100条の16の規定に基づき提供した役務に係る費用を米軍、豪軍、英軍、仏軍、加軍又は印軍から徴収する料金
利息債権		国の財産の売払代の延納を認めた場合又は法その他特別の		

			法令の規定により履行延期の特約等を許可した場合に徴収する利息		
	国家公務員通勤災害一部負担金債権	基地業務担当部隊等の長	国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第32条の2に定める通勤災害補償の一部負担金	翌月の始め	会計隊長等
	留学費用償還金債権	航空幕僚長	国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年法律第70号）第11条において準用する同法第3条の規定に基づく償還金に係る債権	その都度	歳入徴収官 （航空幕僚監部）
	立替金返還金債権	処理担任者	民事執行法（昭和54年法律第4号）第42条第1項に規定する執行費用（金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行に係る執行費用を除く。）	債権を確認したとき	歳入徴収官
歳入外債権	返納金債権	支出負担行為担当官	予算決算及び会計令第33条の規定に基づき支出した歳出の金額に戻入する返納金	その都度	官署支出官
		資金前渡官吏等分任支出負担行為担当官 契約担当官	出納官吏事務規程第58条の2第1項の規程に基づき支払った前渡資金の金額に戻入する返納金	その都度	会計隊長等
		給付金支給機関の長	防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の8第3項による給付金の返納	その都度	官署支出官等 会計隊長
		自衛官任用一時金支給機関の長	防衛省の職員の給与等に関する法律第26条の2第3項による一時金の償還	発生の都度	官署支出官等 会計隊長

別紙様式第1（第9条関係）

国設宿舍使用料異動通知書

令和 年 月 日

（特定分任歳入徴収官等）

殿

債権発生通知義務者
官職氏名

下記のとおり異動があったので通知する。
（関連文書 第 号 年 月 日）

記

所属部隊		階級氏名	
宿舍所在地		宿舍番号	
使用料変更	新使用料	年 月分限り 円（ 日分日割）	
	（中途退居を含む。）	年 月以降1月当たり 円	
	旧使用料	1月当たり 円	
	変更の内容		
身分異動	異動の事由	異動年月日	備考
	他官庁異動 退死 職亡		

- 注：1 身分異動は、該当するものに○をつける。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

別紙様式第 2 (第 10 条関係)

債 権 発 生 額 確 認 書						
債 権 の 種 類		(年 月 分)				
年 月 日	会 隊 計 長 等		点 検		作 成 者	
区 分	債 権 金 額		備 考			
① 前 月 未 済 額		¥ _____	前月⑧欄から転記			
本 月 発 生 額	② 当 基 地 発 生 額	¥ _____	第 号 (年 月 日)			
	②の発生額のうち ③ ち引継ぎをした 額	¥ _____	内訳			
	④ 差 引 計	¥ _____	②－③			
	他 基 地 か ら ⑤ 引継ぎを受けた 額	¥ _____	内訳			
⑥ 合 計		¥ _____	①＋④＋⑤			
⑦ 本 月 控 除 額		¥ _____				
⑧ 本 月 未 済 額		¥ _____	⑥－⑦			
摘 要						

注：1 内訳欄には、発生通知書番号及び金額を記入する。ただし、記入できない場合は、別紙に記入し添付する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第 4 (第 18 条関係)

発 簡 番 号
年 月 日

殿

会計法第 42 条及び物品管理法第 32 条の規定に基づ
く通知に係る現金、物品亡失の処理状況報告書

年 月 日 提出

令和 年度

歳入徴収官

事 項			会計法第 42 条の規定に基づく現金亡失通知分						物品管理法第 32 条の規定 に基づく物品亡失(損傷) 通知分	
			歳 入 歳 出 金		歳入歳出外現金		合 計			
			件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
前年度末弁償未済額(A)				円		円		円		円
当 期 処 分 状 況	債 権 消 滅 処 置	弁 償 済 額								
		債 権 免 除 額								
		その他の債権消滅額								
		計 (B)								
	その 他 置	徴 収 停 止 額								
		延 納 措 置								
		そ の 他								
当年度末弁償未済額 (A)-(B)										

注：1 記入要領は付紙のとおり。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とし、横長に使用する。

付紙

記入要領

- 1 前期末弁償未済額欄には、会計法第42条及び物品管理法第32条等の規定に基づき通知した現金並びに物品の亡失事故で前期末までに処理未済（国損等の補てんを要すべきもので補てん未済のものをいう。）の額を記入する。
- 2 当期処分状況欄には、債権の消滅事由に該当する処置と消滅事由に該当しない処置に区分し記入する、
- 3 当期末弁償未済額欄には、前期末弁償未済額から当期処理状況欄の債権消滅処置の額の合計額を控除した額を記入し、件数は、当期末における実際処理未済の件数を記入する。したがって、当期末弁償未済額欄には、当期中発生に係る弁償未済額は含まない。この額は次の報告書提出の場合に、加算して前期末弁償未済額欄に記入する。